

政策調整会議の概要

開催日 平成 31 年 2 月 1 日（金）

◎項 目

- 1 所属別時間外勤務の状況について【総務部】
- 2 職員の健康保持と公務能率等の向上のための早出遅出勤務の試行【総務部】
- 3 年次有給休暇の取得促進等について【総務部】
- 4 管理職員特別勤務手当について【総務部】
- 5 課題解決型産業創出におけるニーズ抽出のあらゆる分野への拡大【商工労働部】
- 6 気候変動適応策について【林業振興・環境部】
- 7 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

◎内 容

1 所属別時間外勤務の状況について【総務部】

総務部より、所属別時間外勤務の状況について説明及び協議が行われた。

（総務部）

12 月は対前年比で時間外勤務が増加している。一時期と比較すると減少はしているものの、依然として高い状況である。当初予算編成や計画の改定業務、災害被害への対応業務などが要因と考えられる。超過勤務が増加している部局等については、職員の体調管理のため、過重勤務者検診を受診させるようお願いする。また、勤務時間を工夫した早出遅出勤務を活用することや、計画年休の取得などを活用していただき、引き続き、特定の課や職員に業務が偏ることがないように配慮をお願いする。

2 職員の健康保持と公務能力等向上のための早出遅出勤務の試行について【総務部】

総務部より、職員の健康保持と公務能率等の向上のための早出遅出勤務の試行について説明及び協議が行われた。

（総務部）

長時間勤務の軽減及び業務改善による時間外勤務の縮減を図り、職員の健康保持及び公務能率等の向上に資することを目的としており、職員の申出により行うものである。

一番早い時間帯のものは、午前 5 時から勤務して午後 1 時 45 分で終了、一番遅い時間帯では、午後 1 時から勤務が始まり、午後 9 時 45 分で終了する。時間外勤務で対応するものではなく、勤務の状態に応じて、勤務時間を変更して対応するものである。なお、一例として、前日に勤務時間が遅い午後 9 時 45 分まで勤務し、翌日は午前 5 時から勤務するなどということを実施させることがないように留意していただきたい。

3 年次有給休暇の取得促進等について【総務部】

総務部より、年次有給休暇の取得促進等について説明及び協議が行われた。

（総務部）

労働基準法の改正により、民間企業等においては、平成 31 年 4 月から年 5 日の年休の取得が義務づけられることに伴い、県庁全体においても年休取得に取り組んでいくものである。リフレッシュデーや家族の誕生日、年末年始等に合わせ、計画的に取得するようにしていただきたい。また、年休の取得については、夏期休暇と同様に、取得計画を作成し見える化を図り、取得しやすい環境のもと、公務の円滑な運営に留意しつつ、年 5 日以上年休を取得できるよう取り組むことをお願いする。

4 管理職員特別手当について【総務部】

総務部より、管理職員特別手当について説明及び協議が行われた。

(総務部)

管理職員特別勤務手当は、管理職員が対応しなければならない業務で、災害対応や相手側の都合など、他律的な要素により日程が定められ、管理職員の意思による日程変更ができないものが対象となる。翌勤務日に処理することができる業務は対象にならない。

一定の方向性を示しているものであるが、今後も都度整理を行いながら対応することとする。

5 課題解決型産業創出におけるニーズ抽出のあらゆる分野への拡大【商工労働部】

商工労働部より、課題解決型産業創出におけるニーズ抽出のあらゆる分野への拡大について説明及び協議が行われた。

(商工労働部)

Society5.0 (ソサエティ ゴーテンゼロ) とは、平成 28 年に国が提唱した未来社会コンセプトであり、本県での活用として、Iot や AI 等のデジタル技術を活用して、県行政のあらゆる分野の課題解決と産業振興を目指すこととしている。これまでも農林水産業を中心に、Society5.0 によるニーズの抽出やマッチングを進めてきた。今後、来年度に向け、農林水産業分野に加え、各分野の計画に、課題解決のための Society5.0 関連技術を活用することを位置づけ、ニーズを抽出していただきたい。

そのため、各部局において、Society5.0 の担当者の設定をお願いする。関連部局と検討等を行う必要性もあることから、担当者には各部局主管課の課長補佐をイメージしている。また、各部局等の課長補佐やチーフに集まっていただき、産業創造課 Iot 推進室とディスカッションする場を設けていきたいと考えている。各部局とさらに連携することを視野に入れ、取り組みを進めていきたい。

6 気候変動適応策について【林業振興・環境部】

林業振興・環境部より、気候変動適応策について説明及び協議が行われた。

(林業振興・環境部)

昨年 6 月に気候変動適応法が公布、同年 12 月に施行され、同法では、国、地方公共団体、事業者などが担うべき役割が明確化され、都道府県及び市町村には、地域気候変動適応計画策定の努力義務や、地域における適応の情報収集・提供等を行う拠点、「地域気候変動適応センター」の体制の確保などが盛り込まれている。

本県の地域気候変動適応計画については、平成 29 年に改定した「高知県地球温暖化対策実行計画」の第 8 章において、気候変動適応に関する取組項目をまとめていることから、これを地域気候変動適応計画として位置づける。また、地域気候変動適応センターの設置については、来年度から現在の環境研究センターを地域気候変動適応センターとして位置づける予定としている。

これらの気候変動適応法の施行に伴う本県の対応について、各課に周知するとともに、今後、関係部局等においては連携・協力をお願いする。

7 各部局等の主要な取り組みについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の主要な取り組みに関する資料を配付のうえ、各部局等による概要説明があった。

<主な協議の概要>

○高知県雇用対策本部会議について

(商工労働部)

2月12日(火)に、平成30年度高知県雇用対策本部会議を実施する。

これまでの雇用情勢を踏まえ、雇用の創出という部分に視点をおいて、人材育成・確保・定着にシフトしていく。働き方改革や生産性の向上などに加え、今回の課題となった外国人材の関係では、窓口センターの設置の有無などが議題となる。

同センターの設置については、昨日1月31日に、各部局等の主管課を交じてワーキングを実施した。センターを設置後も医療、福祉、教育等の紹介先の準備がまだ十分でない部分もある。雇用対策本部会議においても、現状や課題について議論することになることから、関係部局等については検討、準備をよろしく願います。

○県民一斉美化活動の実施について

(林業振興・環境部)

2月3日(日)9時30分から、県民一斉美化活動月間の取り組みの一つとして、県職員が率先し、美化活動に賛同いただいた企業、団体、県民の皆様と一緒に高知市中心部の美化活動を実施する。参加する際には、必ず受付を行っていただき、所定の場所で活動していただくようお願いする。

当日が悪天候の場合は、活動の実施について環境対策課ホームページで確認していただきたい。

各部局の職員の積極的な参加をよろしく願います。